

1 事業名

所沢市立障害者通所施設条例及び所沢市障害者グループホーム条例の一部改正

2 事業の概要

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、引用条項について所要の改正を行うものである。

3 他自治体の類似する政策等

法の改正に伴うものであり、他の自治体においても同様の対応が見込まれる。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

- ・新旧対照表

新

旧

議案第 8 1 号 所沢市立障害者通所施設条例及び所沢市障害者グループホーム条例の一部を改正する条例

◎所沢市立障害者通所施設条例の一部改正（第 1 条関係）

（指定管理者が行う業務）

第 4 条 指定管理者は、次の各号に掲げる通所施設ごとに、当該各号に定める障害福祉サービスを行うものとする。

(1)・(2) 略

(3) 所沢市立はばたき 生活介護及び法第 5 条第 1 5 項に規定する就労継続支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 1 8 年厚生労働省令第 1 9 号）第 6 条の 1 0 第 2 号に規定する就労継続支援 B 型に限る。以下「就労継続支援 B 型」という。）

(4)・(5) 略

2 略

（指定管理者が行う業務）

第 4 条 指定管理者は、次の各号に掲げる通所施設ごとに、当該各号に定める障害福祉サービスを行うものとする。

(1)・(2) 略

(3) 所沢市立はばたき 生活介護及び法第 5 条第 1 4 項に規定する就労継続支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 1 8 年厚生労働省令第 1 9 号）第 6 条の 1 0 第 2 号に規定する就労継続支援 B 型に限る。以下「就労継続支援 B 型」という。）

(4)・(5) 略

2 略

◎所沢市障害者グループホーム条例の一部改正（第 2 条関係）

（設置）

第 1 条 地域において共同生活を望む障害者に、日常生活上の援助を行い、自立生活の助長を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 8 項に規定する共同生活援助を行う事業を実施する障害者グループホーム（以下「グループホーム」という。）を設置する。

（指定管理者が行う業務）

第 4 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 略

（設置）

第 1 条 地域において共同生活を望む障害者に、日常生活上の援助を行い、自立生活の助長を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 7 項に規定する共同生活援助を行う事業を実施する障害者グループホーム（以下「グループホーム」という。）を設置する。

（指定管理者が行う業務）

第 4 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 略

(2) 法第5条第18項に規定する共同生活援助に関する業務
(3)～(5) 略

(2) 法第5条第17項に規定する共同生活援助に関する業務
(3)～(5) 略